

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について

中小企業金融円滑化法については、平成25年3月31日に期限が到来します。

日高信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるなど、金融円滑化への取組方針に変更がないことをお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様から貸付条件の変更等や資金繰りの相談・申込みがあった場合は、これまでと同様に、お客様の状況をきめ細やかに把握したうえで真摯に対応いたします。
2. 当金庫は、他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、お客様の同意を得たうえで、守秘義務に留意しつつ、これらの関係機関と緊密な連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めます。
3. 当金庫は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客様の経営課題や問題点に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、必要に応じて、中小企業再生支援協議会や外部専門家等を活用するなど、十分な時間をかけて実行支援することに努めます。
4. 当金庫は、金融円滑化にかかる苦情や相談に適切に対応するため、各営業店の融資窓口「住宅ローン・事業性融資ご相談窓口」を設置し、お客様からの貸付条件の変更等に関する相談または苦情については、経営管理部コンプライアンス課にフリーダイヤルで専用の「苦情相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご相談いただきますようお願い申し上げます。

※お客様からのお借入れ条件の変更等に関する苦情相談等は、次の相談窓口にて承ります。

経営管理部コンプライアンス課

電話番号 0120—078—390(フリーダイヤル)

受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

※中小企業や個人事業主のお客様の資金繰り(ご返済条件の変更等を含む)および住宅資金をご利用のお客様のご返済条件の変更等に関するご相談につきましては、最寄りの営業店および次の「金融円滑化相談窓口」にて承ります。

融資部審査課

電話番号 0146—22—7661

受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

